都 道 府 県 知 事 各 指 定 都 市 市 長 殿 児童相談所設置市市長

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長

指定障害児入所施設等における障害児入所給付費等の取扱いについて

標記については、平成 18 年 10 月 1 日の障害者自立支援法の実施に伴う児童福祉法の改正により、障害児施設の利用にあたっては、契約制度と措置制度の二制度が併存することとされたところである。

今般、「障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律」(平成22年法律第71号)の成立に伴う児童福祉法の一部改正により、平成18年10月以降、契約とされた利用児童に関する会計処理については次のとおり定め、平成24年4月1日より適用することとしたので、貴管内関係機関及び各施設に対し周知徹底を図られたい。

なお、本通知の施行に伴い、平成 19 年 3 月 30 日障発第 0330007 号本職通知「知的障害児施設等における平成 18 年 10 月以降における障害児施設給付費の取扱いについて」は廃止する。ただし、平成 23 年度以前の取扱いについては、従前の例による。

1 対象施設について

対象となる施設は、児童福祉法(以下「法」という。)第24条の2第1項に規定する指定障害児入所施設等、法第6条の2第3項に規定する指定医療機関及び法第21条の5の15第1項に規定する障害児通所支援事業所(以下「指定障害児入所施設等」という。)とする。

2 資金の運用について

指定障害児入所施設等に支給される障害児入所給付費及び障害児通所給付費(児童福祉法第21条の6の規定に基づき、やむを得ない事由による措置を行った場合の費用も含む。以下「障害児入所給付費等」という。)は、従来の運営費(措置費)とは異なり、指定入所支援、指定通所支援及び基準該当通所支援を利用者に提供した対価として障害児入所給付費等を得ることとなるので、これを主たる財源とする施設の運営に要する経費などの資金の使途については、原則として制限を設けない。ただし、指定障害児入所施設等は児童福祉法に規定する施設等であることから、当該指定障害児入所施設等に帰属する収入を次に掲げる経費に充てることはできない。

- (1) 当該指定障害児入所施設等を経営する社会福祉法人が行う社会福祉法第 26条第1項に規定する公益事業(事業規模が小さく、社会福祉事業を推進す るために社会福祉施設の運営と一体的に運営が行われる事業を除く。)及び 収益事業に要する経費
- (2) 当該指定障害児入所施設等を経営する社会福祉法人外への資金の流出 (貸付を含む。)に属する経費。ただし、欠損金を補填する場合を除く。
- (3) 役員報酬など実質的な剰余金の配当と認められる経費

3 運用上の留意事項について

(1) 資金の繰入れ

指定障害児入所施設等を主たる財源とする資金の繰入れについては、健全な施設運営を確保する観点から、当該指定障害児入所施設等の経常活動資金収支差額に資金残高が生じ、かつ、当期資金収支差額合計に資金不足が生じない範囲内において、他の社会福祉事業等(公益事業及び収益事業を除く。以下同じ。)へ資金を繰り入れても差し支えない。

なお、当該法人が行う当該指定障害児入所施設等以外の指定障害児入所施設等への資金の繰入については、当期末支払資金残高に資金不足が生じない範囲内において、資金を繰り入れても差し支えない。

(2) 資金の繰替使用

障害児入所給付費等を主たる財源とする資金を他の社会福祉事業又は公益事業若しくは収益事業へ一時繰替使用することは、差し支えない。ただし、 繰替えて使用した資金は、当該年度内に補てんしなければならない。

(3) 役員等の報酬

障害児入所給付費等を主たる財源とする法人役員及び評議員の報酬について、その役員報酬が当該社会福祉法人の収支の状況からみてあまりに多額になると、実質的配当とみなされ、国民の信頼と期待を損なうおそれがある。

社会福祉法人は、きわめて公共性の高い法人であることから、この様な法人に属する役員等の報酬が、社会的批判を受けるような高額又は多額なものであってはならない。

4 その他の事項

- (1) 適正な会計処理
 - ア 指定障害児入所施設等の会計は、その施設の経営状況を明らかにするため、適正な会計処理を行うこと。
 - イ 各会計年度における事業活動収支及び資金収支は、長期的かつ継続的な 事業運営の確保に留意しつつ、収入、支出の均衡を図り、当該指定障害 児入所施設等の健全な運営に必要な額以上の収支差額を生じないように すること。
- (2) 「社会福祉法人が経営する社会福祉施設における運営費の運用及び指導について」通知との関連

平成24年4月以降の指定障害児入所施設等の運営に当たっては、「社会福祉法人が経営する社会福祉施設における運営費の運用及び指導について」(平成16年3月12日雇児発第0312001号・社援発第0312001号・老発第0312001号3局長連名通知)及びこれに関連する通知は、障害児入所給付費等について適用されない。